

## 振動の規制基準

単位：デシベル

時間の区分		区域の区分	
		第 1 種区域	第 2 種区域
昼間	午前 8 時から 午後 7 時まで	60	65
夜間	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで	55	60

## 【備考】

規制基準 工場・事業場の敷地境界線における振動の大きさの許容限度

第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域  
第 2 種低層住居専用地域  
第 1 種中高層住居専用地域  
第 2 種中高層住居専用地域  
第 1 種住居地域  
第 2 種住居地域  
準住居地域

第 2 種区域 近隣商業地域  
商業地域  
準工業地域  
工業地域

※ 工業専用地域においては規制地域に該当しません。

上記に掲げる区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じた値（第 1 種区域にあつては昼間に限る。）とする。